

2010 年世界農林業センサス結果の概要(九州)

— (平成 22 年 2 月 1 日現在) 概数値 —

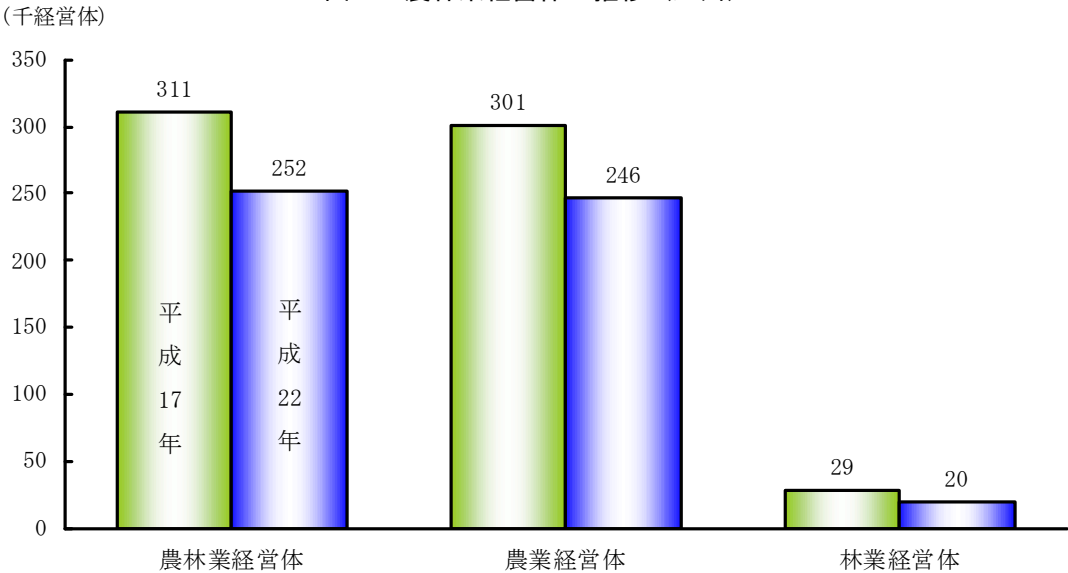
【調査結果の概要】

1 農林業経営体

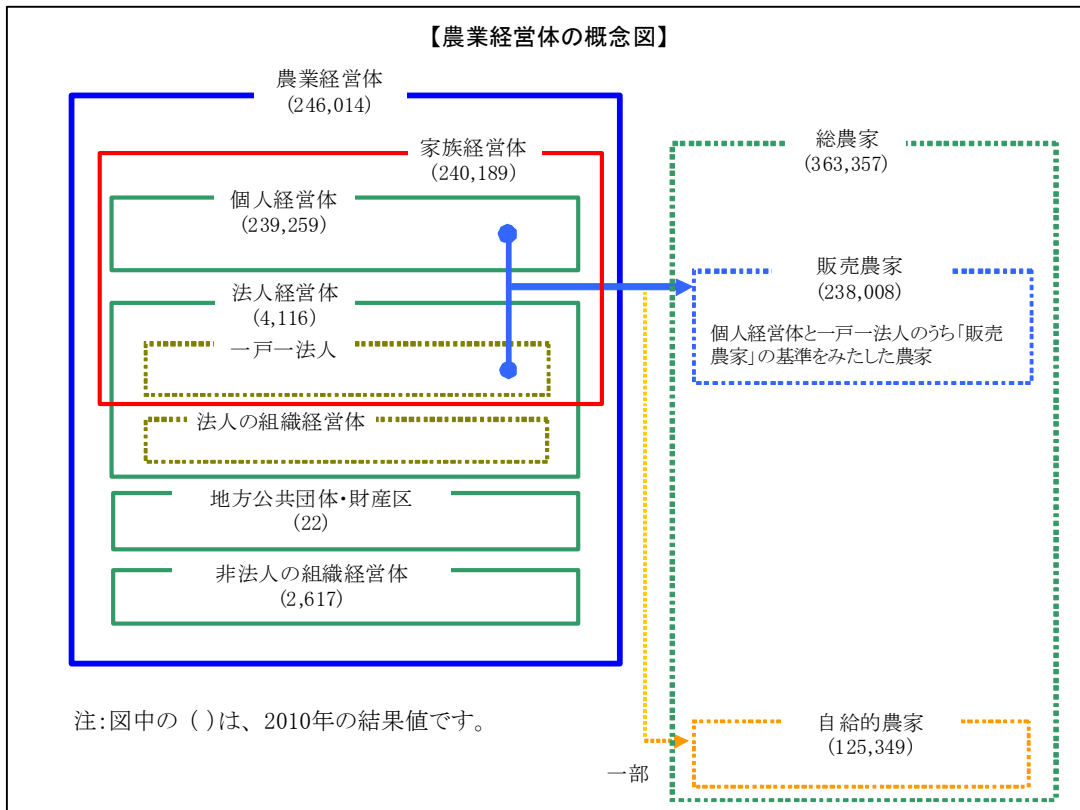
平成22年 2 月 1 日現在の農林業経営体数は25万 2 千経営体で、5 年前と比べて 5 万 9 千経営体 (19.0%) 減少しました。

このうち、農業経営体数は24万 6 千経営体、林業経営体数は 2 万経営体となり、5 年前と比べてそれぞれ 5 万 5 千経営体 (18.2%)、9 千経営体 (31.7%) 減少しました。

図 1 農林業経営体の推移 (九州)



注：農林業経営体、農業経営体及び林業経営体の定義については、【調査の概要】の「6 用語の解説」(P33~34)を参照。なお、農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しません。



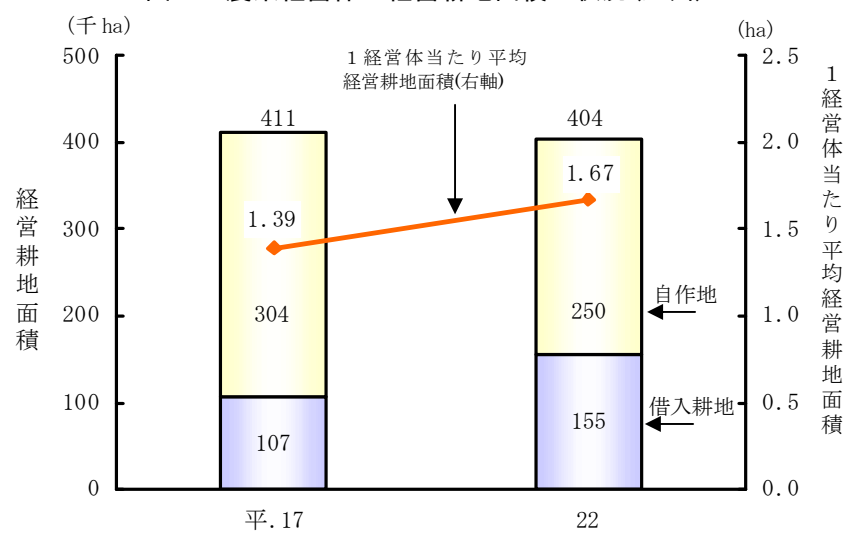
2 経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地面積は40万4千haで、5年前と比べて7千ha（1.7%）減少しました。

経営耕地面積のうち借入耕地面積は15万5千haで、5年前と比べて4万7千ha（44.3%）増加しました。

また、1経営体当たりの平均経営耕地面積は1.67haで、5年前と比べて0.28ha（20.1%）増加しました。

図2 農業経営体の経営耕地面積の状況(九州)



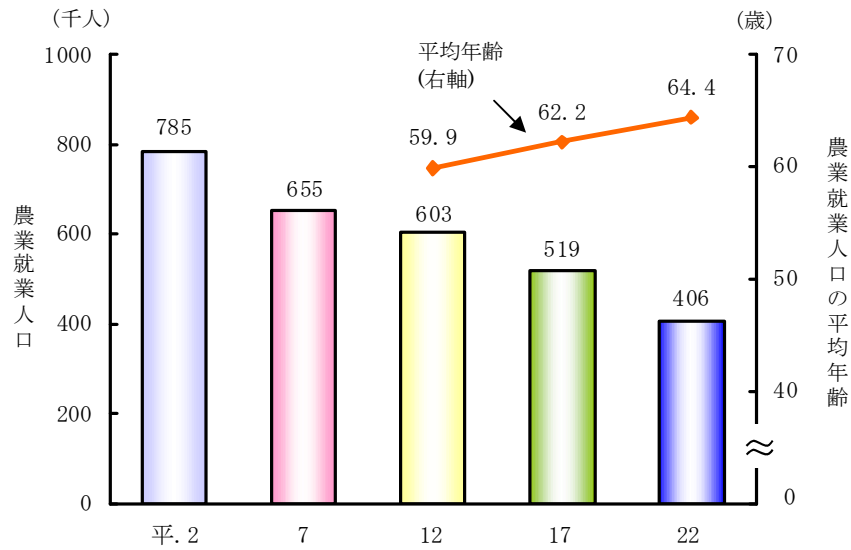
注：四捨五入により経営耕地面積合計と内訳が一致しません。

3 農業就業人口

販売農家の農業就業人口は40万6千人で、5年前と比べて11万4千人（21.9%）減少しました。

また、農業就業人口の平均年齢は64.4歳で、5年前と比べて2.2歳上昇しました。

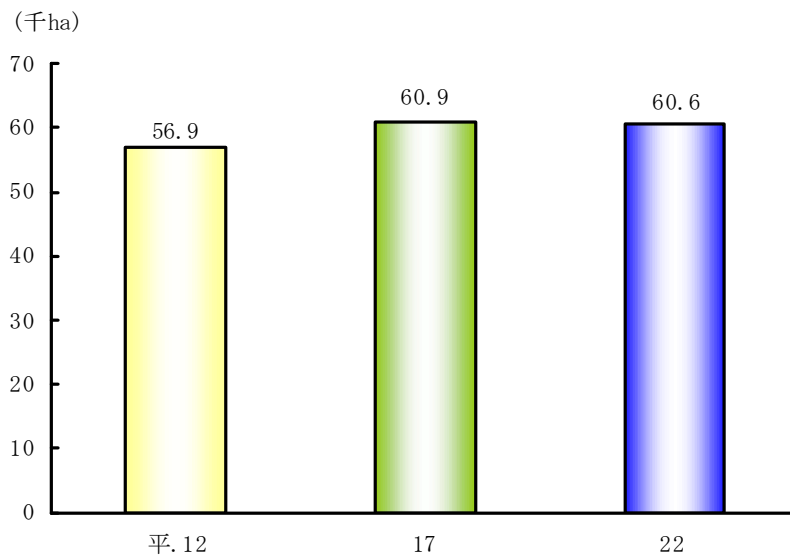
図3 農業就業人口の推移(九州)



4 耕作放棄地面積

総農家（販売農家＋自給的農家）及び土地持ち非農家の耕作放棄地面積は6万600haとなり、5年前と比べて300ha（0.5%）減少しました。

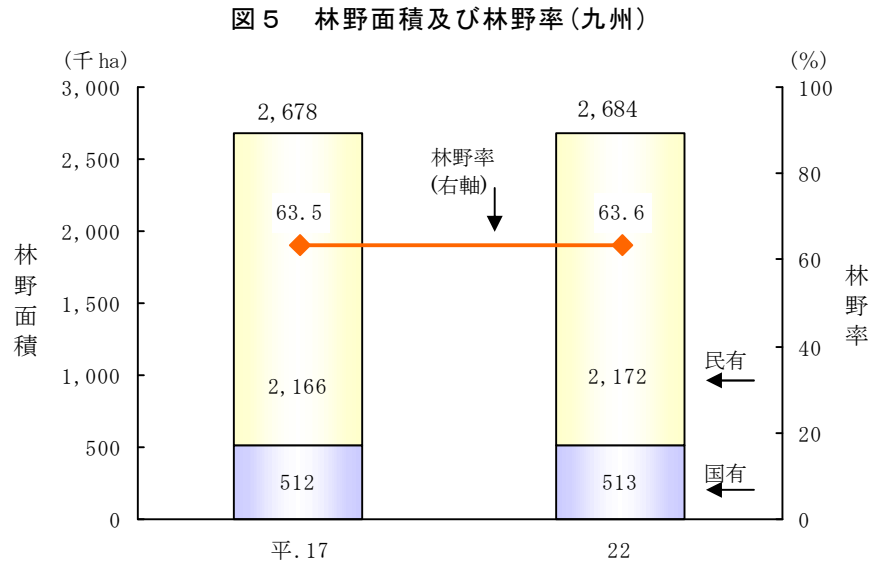
図4 耕作放棄地の推移(九州)



5 林野面積

林野面積は268万4千haで、5年前と比べて6千ha（0.2%）増とわずかに増加しました。

これを国有・民有別にみると、国有は51万3千ha（林野面積に占める割合は19.1%）、民有は217万2千ha（同80.9%）で、林野率（総土地面積に占める林野面積の割合）も63.6%と、いずれもほぼ前回並みとなりました。



注：四捨五入により林野面積合計と内訳が一致しません。

【調査結果】

I 【農林業経営体調査結果】

1 農林業経営体

～ 農林業経営体数は 25 万 2 千経営体 ～

平成 22 年 2 月 1 日現在の九州の農林業経営体数は、25 万 2,064 経営体（全国に占める割合 14.6%）となりました。このうち、農業経営体数は 24 万 6,014 経営体（同 14.7%）で、5 年前の平成 17 年（以下「前回」といいます。）に比べ 5 万 4,560 経営体（18.2%）減少しました。林業経営体数は 1 万 9,998 経営体で、前回に比べ 9,303 経営体（31.7%）減少しました。

これを県別にみると、農林業経営体数が最も多いのは、熊本県の 4 万 8,957 経営体（九州に占める割合 19.4%）、次いで鹿児島県の 4 万 7,810 経営体（同 19.0%）、福岡県の 4 万 4,023 経営体（同 17.5%）となっています。

表 1 農林業経営体数の推移（九州）

単位：経営体

区 分	農林業経営体	農業経営体		林業経営体		
		農業経営体	家族経営体	林業経営体	家族経営体	
九 州	平. 22	252 064	246 014	240 189	19 998	17 757
	17	311 224	300 574	295 532	29 301	25 426
	増減率(%)	△19.0	△18.2	△18.7	△31.7	△30.2
福 岡		44 023	43 083	41 982	2 832	2 497
佐 賀		20 600	19 789	18 723	2 291	1 967
長 崎		25 838	25 603	25 175	675	539
熊 本		48 957	47 854	46 867	3 687	3 320
大 分		31 758	30 620	29 953	4 511	4 130
宮 崎		33 078	31 683	31 145	4 341	3 832
鹿 児 島		47 810	47 382	46 344	1 661	1 472

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

～ 法人化している経営体が増加 ～

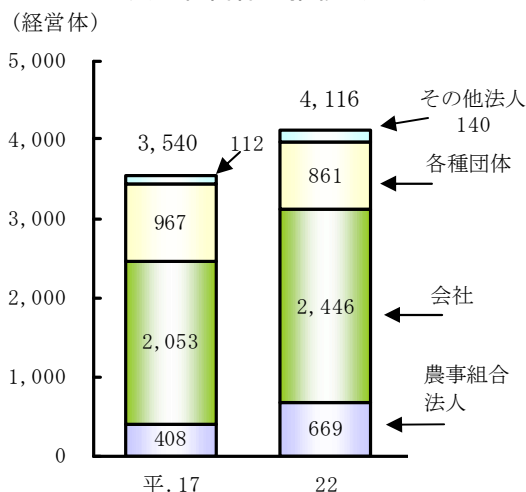
農業経営体のうち、法人化している経営体は4,116経営体で前回に比べ576経営体(16.3%)増加しました。

このうち会社組織が2,446経営体と最も多く全体の約6割を占めています。

これを県別にみると、最も法人経営体数が多いのは、鹿児島県の1,163経営体(九州に占める割合28.3%)、次いで熊本県の741経営体(同18.0%)、大分県の575経営体(同14.0%)となっています。

(統計表 P16～17 参照)

図6 法人経営体の推移(九州)



(2) 経営耕地面積規模別経営体数

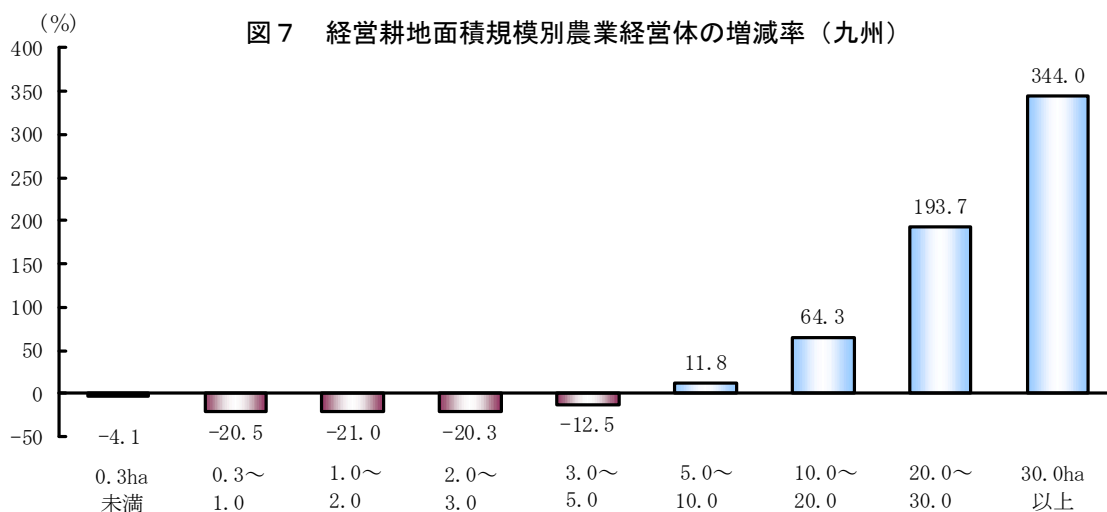
～ 経営耕地の集約化が進む ～

農業経営体の経営耕地面積は40万4,047haで、前回に比べ6,953ha(1.7%)減少しました。このうち借入耕地面積は15万4,501haで、前回に比べ4万7,403ha(44.3%)増加しました。

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、前回に比べ5.0ha未満の階層ではそれぞれ減少しているものの、5.0ha以上の階層では規模が大きくなるにしたがって増加割合が高くなっており、20.0ha以上の階層の増加割合が最も高くなっています。

5.0ha以上の階層で増加率の高かった県をみると、最も高かったのは佐賀県の45.1%、次いで長崎県の44.2%、大分県の37.9%となっています。(統計表 P18～19 参照)

図7 経営耕地面積規模別農業経営体の増減率(九州)



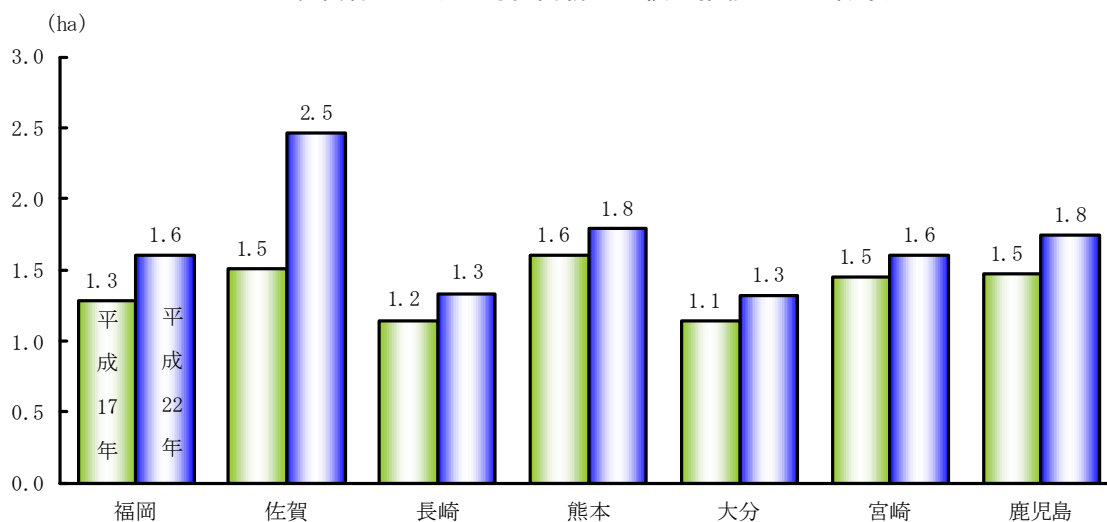
注:0.3ha 未満には、「経営耕地なし」の経営体を含んでいます。

(3) 1経営体当たりの平均経営耕地面積 ～ 平均経営耕地面積は2割増加 ～

農業経営体の1経営体当たり平均耕地面積は1.67haで、前回に比べ0.28ha(20.1%)増加しました。

これを県別にみると、佐賀県が最も高く2.47haで、前回に比べ0.96ha(63.2%)の増加となっています。(統計表 P20～21 参照)

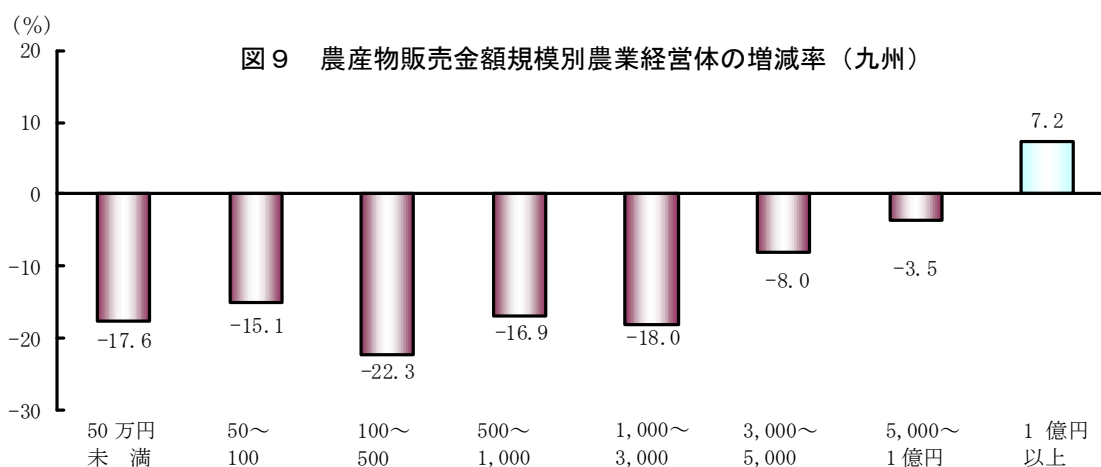
図8 1経営体当たり平均経営耕地面積の推移(九州各県別)



(4) 農産物販売金額規模別経営体数 ～ 1億円以上の階層は増加 ～

農産物販売金額規模別の農業経営体数を前回と比較すると、農産物販売金額が1億円以上の階層は増加しているものの、1億円未満の階層ではいずれも減少しています。

1億円以上の階層で増加率の高かった県をみると、最も高かったのは佐賀県の36.0%増となっています。(統計表 P18～19 参照)



注：50万円未満には、「農産物の販売なし」の経営体を含んでいます。

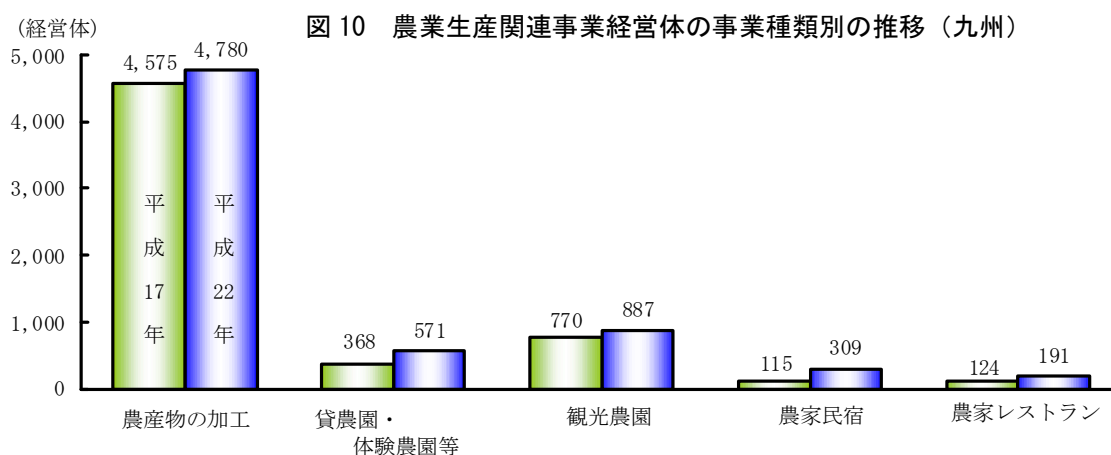
(5) 6次産業化の取組状況

～ 農業生産関連事業を行っている経営体は増加 ～

農業経営体が取り組む農業生産関連事業の状況を見ると、農産物の加工に取り組む農業経営体数は4,780経営体となり前回に比べ205経営体（4.5%）増加しました。

また、レジャー型の事業に取り組む農業経営体数は、観光農園が887経営体と前回に比べ117経営体（15.2%）増加したほか、貸農園・体験農園が571経営体、農家民宿が309経営体、農家レストランが191経営体といずれも前回に比べ増加しました。

（統計表 P21 参照）

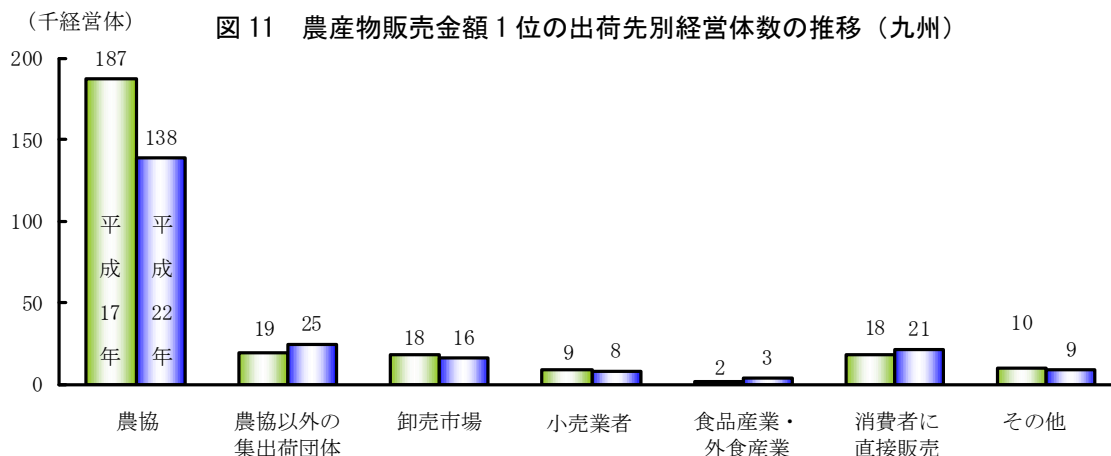


(6) 農産物出荷先別経営体数

～ 農協以外の集出荷団体が増加 ～

農業経営体の農産物販売金額1位の出荷先を見ると、農業協同組合が13万8,448経営体と全体の62.5%を占めているものの、前回に比べ4万8,784経営体（26.1%）減少し、卸売市場は1万6,077経営体、小売業者は8,339経営体といずれも減少しました。

一方で、農協以外の集出荷団体は2万4,966経営体と前回に比べ5,597経営体（28.9%）増加し、消費者への直接販売は2万1,199経営体、食品製造業・外食産業は3,405経営体とそれぞれ増加しました。（統計表 P22～23 参照）



3 総農家数等

～ 総農家数は36万3千戸 ～

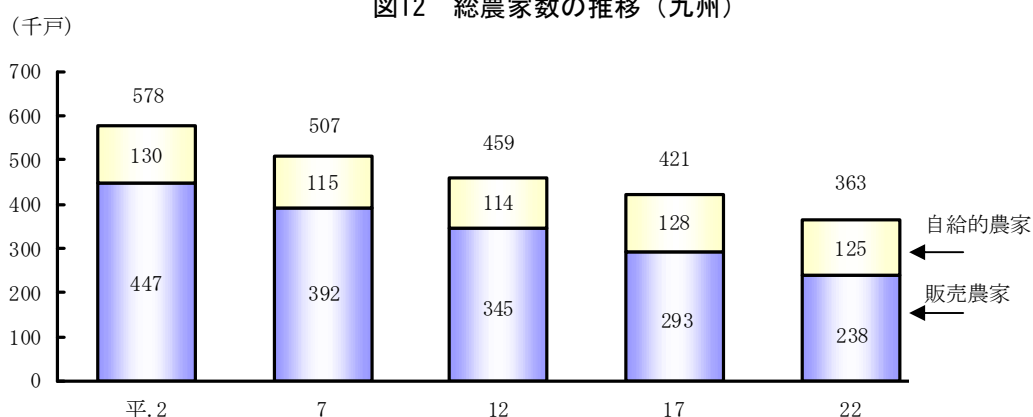
総農家数(販売農家+自給的農家)は36万3,357戸で前回に比べ5万7,709戸(13.7%)減少しました。

このうち販売農家数は23万8,008戸(前回に比べ5万5,385戸(18.9%)減少)、自給的農家数は12万5,349戸(同2,324戸(1.8%)減少)となっています。

また、土地持ち非農家数は(耕地及び耕作放棄地を5a以上所有する農家以外の世帯)は24万1,262戸で、前回に比べ2万8,109戸(13.2%)増加しました。

(統計表 P24 参照)

図12 総農家数の推移(九州)



4 販売農家

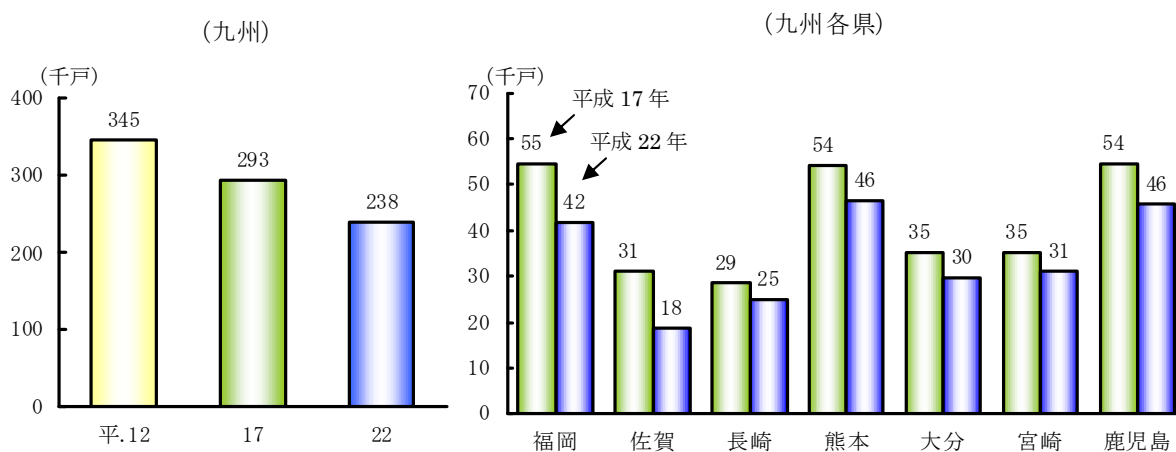
(1) 販売農家数

～ 販売農家は2割減 ～

販売農家は23万8,008戸で前回に比べ5万5,385戸(18.9%)減少しました。

これを県別にみると、販売農家が最も多いのは、熊本県の4万6,487戸(九州に占める割合19.5%)、次いで鹿児島県の4万5,879戸(同19.3%)、福岡県の4万1,755戸(同17.5%)となっています。(統計表 P24 参照)

図13 販売農家の推移(九州)



(2) 主副業別農家数

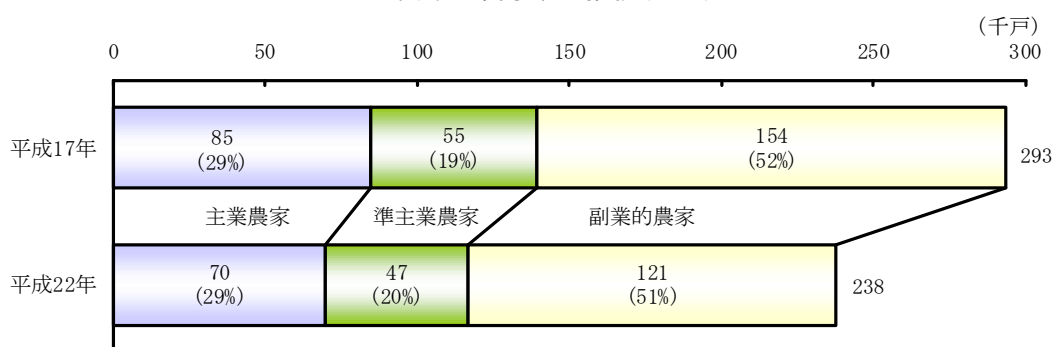
～ 副業的農家が5割を占める ～

販売農家を主副業別にみると、主業農家は6万9,660戸（全体に占める割合29.3%）で前回に比べ1万4,911戸（17.6%）、準主業農家は4万7,226戸（同19.8%）で前回に比べ7,692戸（14.0%）、副業的農家は12万1,122戸（同50.9%）で前回に比べ3万2,782戸（21.3%）それぞれ減少しました。

この結果、主副業農家に占める構成割合は、主業農家が前回に比べ0.5ポイント、準主業農家が1.1ポイントそれぞれ上昇し、副業的農家は1.6ポイント低下しました。

（統計表 P24 参照）

図14 主副業別農家数の推移(九州)



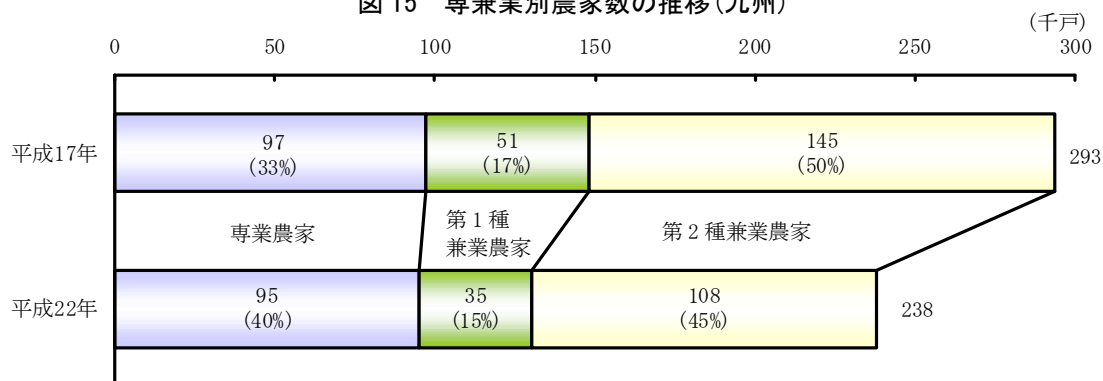
(3) 専兼業別農家数

～ 専業農家の割合は増加 ～

販売農家を専兼業別にみると、専業農家は9万5,233戸（全体に占める割合40.0%）で前回に比べ1,994戸（2.1%）、第1種兼業農家は3万4,859戸（同14.6%）で前回に比べ1万5,869戸（31.3%）、第2種兼業農家は10万7,916戸（同45.3%）で前回に比べ3万7,522戸（25.8%）それぞれ減少しました。

この結果、販売農家に占める構成割合は、専業農家が前回に比べ6.9ポイント上昇する一方、第1種兼業農家は2.7ポイント、第2種兼業農家は4.3ポイントそれぞれ低下しました。（統計表 P24 参照）

図15 専兼業別農家数の推移(九州)

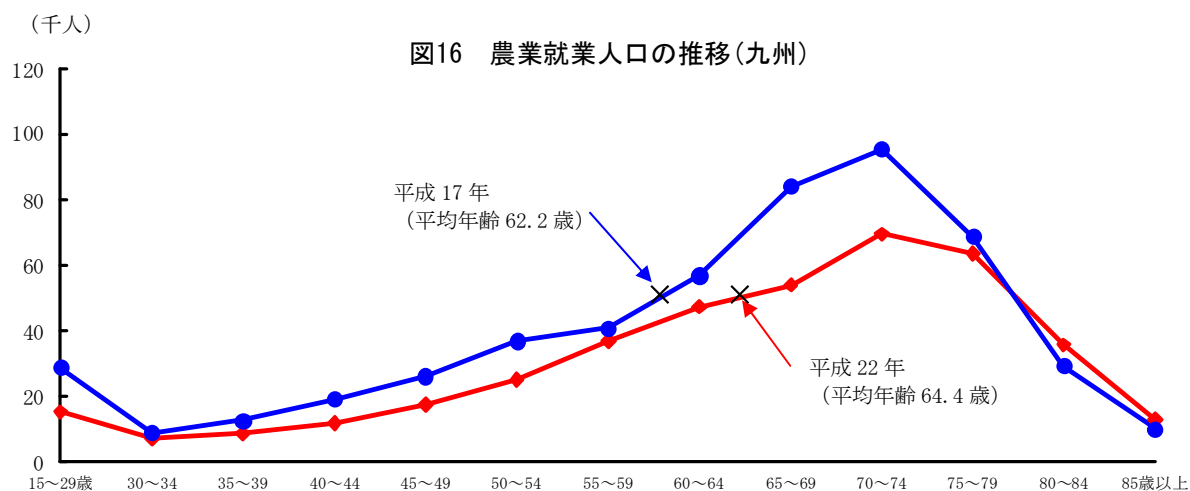


(4) 農業就業人口 ～ 平均年齢は 64.4 歳 ～

販売農家の農業就業人口は 40 万 5,546 人で前回に比べ 11 万 3,708 人 (21.9%) 減少しました。

また、農業就業人口の平均年齢は 64.4 歳で、前回に比べ 2.2 歳上昇しています。

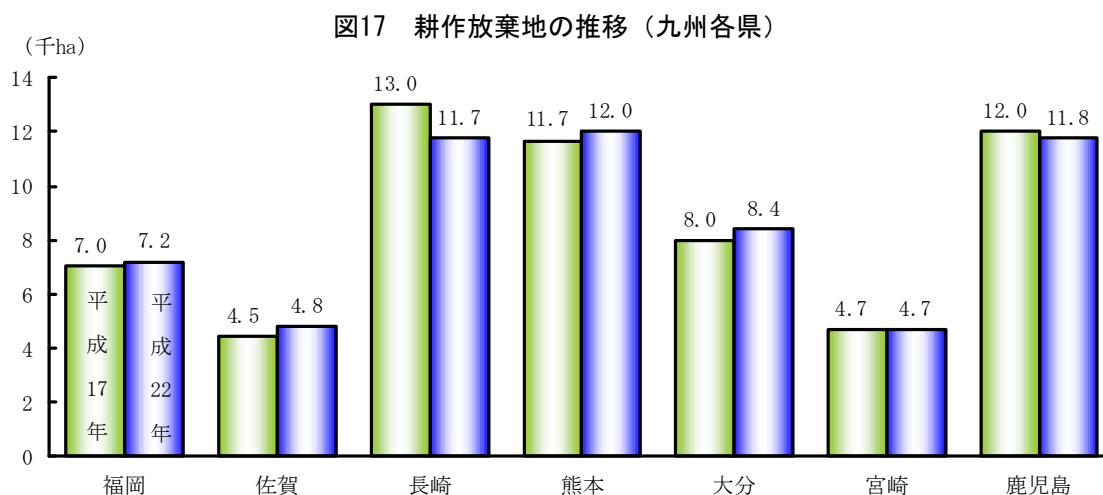
前回の調査では 65 歳以上の農業就業人口の割合は全体の 55.6% でしたが、今回の調査結果では 58.2% と 2.6 ポイント上昇しています。(統計表 P25 参照)



5 耕作放棄地面積 ～ 耕作放棄地面積は減少 ～

耕作放棄地面積(総農家+土地持ち非農家)は 6 万 578ha で、前回に比べ 321ha (0.5%) 減少しました。これを県別にみると、長崎県で 1,291ha (前回に比べ 9.9%)、鹿児島県で 225ha (同 1.9%) それぞれ減少しています。

一方、福岡県で 162ha (前回に比べ 2.3%)、佐賀県で 319ha (7.2%)、熊本県で 357ha (3.1%)、大分県で 364ha (4.5%) それぞれ増加しています。(統計表 P25 参照)



Ⅱ 【農山村地域調査結果】

1 林野面積

～ 268万4千haでほぼ横ばい ～

平成22年2月1日現在の林野面積は、268万4,491haで、前回に比べ6,354ha(0.2%)増とわずかに増加しました。

これを、国有・民有別にみると、国有は51万2,914ha(林野面積に占める割合は19.1%)、民有は217万1,577ha(同80.9%)となっており、林野率(総土地面積に占める林野面積の割合)は63.6%と前回に比べて0.1ポイント上昇しましたが、いずれもほぼ前回並みとなりました。

表2 総土地面積及び林野面積(九州)

単位：ha

区 分	総土地面積	林野面積			林野率 (%)
		計	国有	民有	
九州平. 22	4 219 090	2 684 491	512 914	2 171 577	63.6
17	4 217 590	2 678 137	512 110	2 166 027	63.5
増減率(%)	0.0	0.2	0.2	0.3 注)	0.1
福岡	497 720	220 354	25 527	194 827	44.3
佐賀	243 965	110 668	15 590	95 078	45.4
長崎	410 505	247 144	25 113	222 031	60.2
熊本	740 584	467 277	65 334	401 943	63.1
大分	633 958	459 392	53 462	405 930	72.5
宮崎	773 483	589 028	176 638	412 390	76.2
鹿児島	918 875	590 628	151 250	439 378	64.3

注：林野率の増減率は、増減差(ポイント)です。

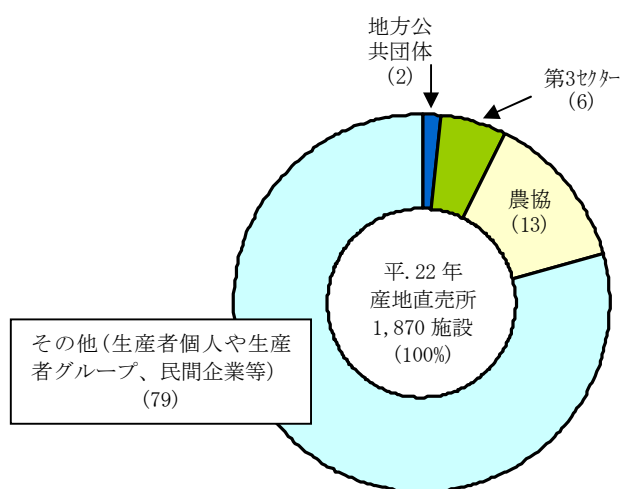
2 地域資源を活用した施設（産地直売所）

～ 産地直売所は増加 ～

地域資源を活用した施設「産地直売所」は1,870施設で、前回に比べ444施設（31.1%）増加しました。運営主体別にみると、「その他」（生産者個人や生産者グループ、民間企業等）が全体の約8割を占めています。

これを県別にみると、福岡県が496施設（九州に占める割合26.5%）と最も多く、次いで鹿児島県の297施設（同15.9%）、熊本県の278施設（同14.9%）となっています。（統計表 P28 参照）

図18 地域資源を活用した施設（産地直売所）の状況（九州）



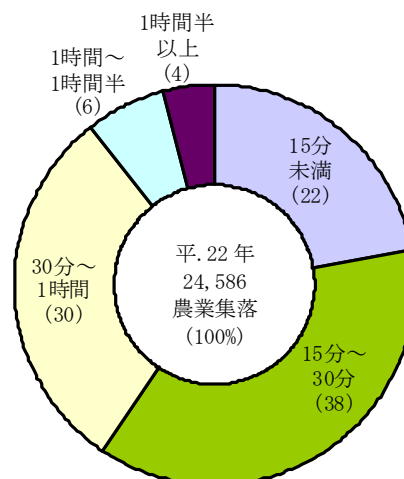
3 DIDまでの所要時間別農業集落数割合

～ DIDまで30分以内は約6割 ～

農業集落の中心地から距離が最も近いDID（平成17年国勢調査の人口集中地区：「6用語の解説」（P43）参照）の中心地までの所要時間をみると、「15分未満」の農業集落は22.2%、「15分～30分」の農業集落は37.2%、次いで「30分～1時間」の農業集落は29.9%となっており、30分以内でDIDに到着できる農業集落は約6割、1時間以内では約9割となっています。

30分以内の農業集落を県別にみると、福岡県が90.7%、佐賀県が84.3%と高いのに対し、大分県が35.0%、長崎県が46.3%と低くなっています。（統計表 P28 参照）

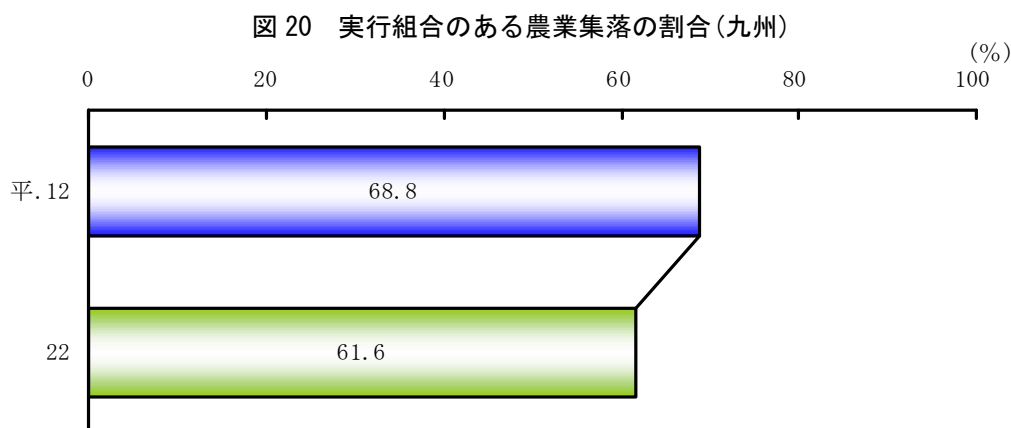
図19 DIDまでの所要時間別農業集落数割合（九州）



4 実行組合の設置状況

～ 実行組合の設置は6割 ～

農業集落における実行組合（実行組合とは、農業生産活動における最も基礎的な農家集団（「6用語の解説」（P43）参照）の設置状況をみると、実行組合がある農業集落は1万5,148集落で全体の61.6%となっています。（統計表 P28参照）



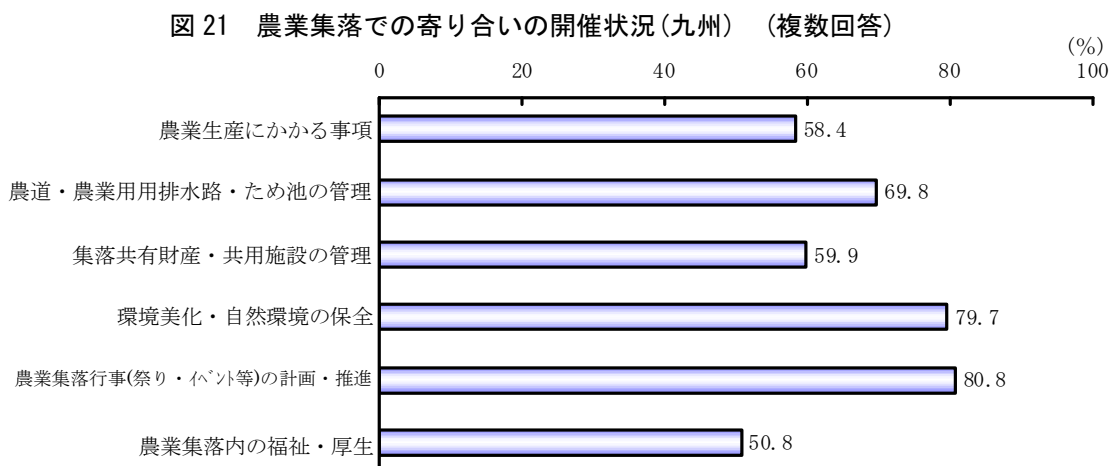
注：2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査手法が異なっているため比較していません。（「8数値の比較について」（P45）参照）

5 寄り合いの開催状況

～ 集落行事や環境保全等の寄り合いを開催 ～

農業集落における寄り合いの過去1年間の開催状況をみると、寄り合いをした農業集落数は2万3,107集落で全体の94.0%となっています。

開催された寄り合いの議題をみると、祭りや運動会、各種イベント等の「集落行事の計画・推進」が1万8,679集落（寄り合いを開催した農業集落の80.8%）と最も多く、次いで「環境美化・自然環境の保全」（同79.7%）、「農道・農業用排水路・ため池の管理」（69.8%）となっています。（統計表 P29参照）



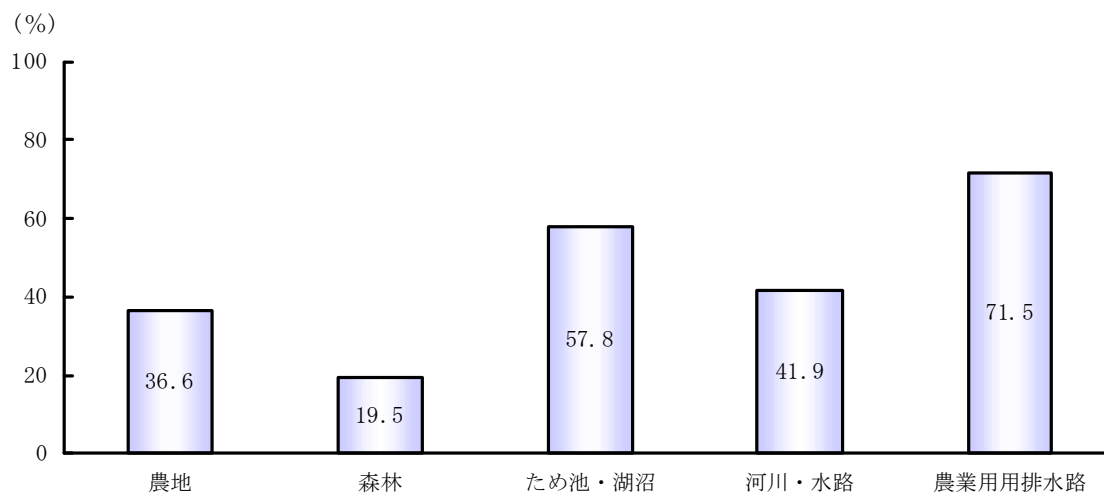
6 地域資源の保全状況

～ 農業用排水路の保全が7割 ～

農業集落における地域資源の保全状況についてみると、農地のある農業集落のうち36.6%、森林のある農業集落のうち19.5%、ため池・湖沼のある農業集落のうち57.8%、河川・水路のある農業集落のうち41.9%及び農業用排水路のある農業集落のうち71.5%がそれぞれ農業集落として地域保全をしています。

(統計表 P 30～31 参照)

図 22 地域資源のある農業集落における保全している割合(九州)



I 農林業経営体調査

1 農林業経営体

(1) 農林業経営体数

単位：経営体

区 分	農林業経営体	農業経営体		林業経営体	
		農業経営体	家族経営体	林業経営体	家族経営体
全 国	1 726 600	1 679 031	1 648 440	139 997	125 732
九 州	252 064	246 014	240 189	19 998	17 757
福 岡	44 023	43 083	41 982	2 832	2 497
佐 賀	20 600	19 789	18 723	2 291	1 967
長 崎	25 838	25 603	25 175	675	539
熊 本	48 957	47 854	46 867	3 687	3 320
大 分	31 758	30 620	29 953	4 511	4 130
宮 崎	33 078	31 683	31 145	4 341	3 832
鹿 児 島	47 810	47 382	46 344	1 661	1 472

(2) 組織形態別経営体数

区 分	合計	法 人 化 し					
		計	農事組合法人	会 社			
				小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社
全 国 1	1 726 600	28 568	4 705	14 634	14 194	308	132
九 州 2	252 064	4 948	683	2 699	2 616	65	18
福 岡 3	44 023	628	111	301	296	4	1
佐 賀 4	20 600	366	21	112	110	2	-
長 崎 5	25 838	408	54	161	155	5	1
熊 本 6	48 957	849	90	496	465	23	8
大 分 7	31 758	708	222	268	262	6	-
宮 崎 8	33 078	728	54	501	487	11	3
鹿 児 島 9	47 810	1 261	131	860	841	14	5

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

区 分	合計	法 人 化 し					
		計	農事組合法人	会 社			
				小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社
全 国 1	1 679 031	22 393	4 620	12 735	12 400	207	128
九 州 2	246 014	4 116	669	2 446	2 386	43	17
福 岡 3	43 083	534	111	272	269	2	1
佐 賀 4	19 789	220	19	103	101	2	-
長 崎 5	25 603	324	54	155	149	5	1
熊 本 6	47 854	741	87	447	425	15	7
大 分 7	30 620	575	214	235	231	4	-
宮 崎 8	31 683	559	53	418	412	3	3
鹿 児 島 9	47 382	1 163	131	816	799	12	5

単位：経営体

てい る					地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人経営体	区 分
各種団体				その他 の法人				
小計	農協	森林組合	その他の 各種団体					
7 482	3 405	2 293	1 784	1 747	1 963	1 696 069	1 677 217	1
1 351	684	409	258	215	244	246 872	243 120	2
204	142	51	11	12	61	43 334	42 499	3
206	77	108	21	27	24	20 210	19 181	4
161	61	68	32	32	21	25 409	25 223	5
231	125	25	81	32	60	48 048	47 392	6
181	75	67	39	37	29	31 021	30 607	7
142	52	55	35	31	16	32 334	31 899	8
226	152	35	39	44	33	46 516	46 319	9

単位：経営体

てい る					地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人経営体	区 分
各種団体				その他 の法人				
小計	農協	森林組合	その他の 各種団体					
4 385	3 336	39	1 010	653	340	1 656 298	1 643 494	1
861	681	9	171	140	22	241 876	239 259	2
148	142	-	6	3	2	42 547	41 892	3
88	76	-	12	10	1	19 568	18 694	4
89	60	4	25	26	3	25 276	25 122	5
187	125	1	61	20	-	47 113	46 651	6
99	75	1	23	27	3	30 042	29 834	7
68	51	1	16	20	2	31 122	30 998	8
182	152	2	28	34	11	46 208	46 068	9

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

区 分	計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0
全 国 1	1 679 031	17 584	36 312	322 074	556 654	272 054	144 812
九 州 2	246 014	4 161	5 570	44 254	79 530	41 547	22 655
福 岡 3	43 083	712	796	7 883	15 189	7 528	3 859
佐 賀 4	19 789	699	1 020	3 393	6 017	3 222	1 781
長 崎 5	25 603	344	565	4 615	9 045	4 675	2 330
熊 本 6	47 854	608	708	6 949	14 168	8 473	5 364
大 分 7	30 620	442	761	6 878	11 414	4 949	2 108
宮 崎 8	31 683	565	573	5 859	9 612	5 296	3 020
鹿 児 島 9	47 382	791	1 147	8 677	14 085	7 404	4 193

(3) 農産物販売金額規模別経営体数

区 分	計	農産物の販売なし	50万円未満	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700
全 国 1	1 679 031	172 515	528 631	288 049	225 910	113 923	102 712	57 241
九 州 2	246 014	24 400	72 305	37 866	29 622	16 912	16 453	10 556
福 岡 3	43 083	4 339	14 037	7 159	5 010	2 500	2 568	1 592
佐 賀 4	19 789	1 242	5 152	3 116	2 357	1 436	1 605	1 087
長 崎 5	25 603	2 953	7 353	3 729	3 124	1 903	1 824	1 154
熊 本 6	47 854	4 670	13 147	6 774	5 032	2 901	3 255	2 518
大 分 7	30 620	3 156	13 142	5 295	3 150	1 526	1 399	746
宮 崎 8	31 683	3 289	7 986	3 998	3 537	2 313	2 184	1 524
鹿 児 島 9	47 382	4 751	11 488	7 795	7 412	4 333	3 618	1 935

(4) 農業経営組織別経営体数

区 分	販売のあった経営体	単 一 経 営 (主 位 部 門 が						
		計	稲 作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜
全 国 1	1 506 516	1 180 441	772 841	2 169	16 950	35 141	81 374	46 689
九 州 2	221 614	160 173	76 050	188	6 315	8 595	11 220	14 656
福 岡 3	38 744	28 586	17 862	79	162	557	1 608	2 615
佐 賀 4	18 547	13 617	5 900	7	61	456	2 156	1 908
長 崎 5	22 650	15 442	6 159	19	856	490	1 428	1 531
熊 本 6	43 184	30 871	14 923	31	512	986	1 600	4 548
大 分 7	27 464	20 920	15 180	47	128	302	997	735
宮 崎 8	28 394	20 272	7 843	4	527	403	1 399	2 335
鹿 児 島 9	42 631	30 465	8 183	1	4 069	5 401	2 032	984

単位：経営体

2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100ha 以上	区分
137 320	90 486	52 183	23 682	9 796	8 985	5 861	1 228	1
22 077	15 062	7 851	2 080	561	404	201	61	2
3 331	2 093	1 080	375	115	71	40	11	3
1 512	997	528	189	149	172	86	24	4
2 204	1 264	404	115	22	11	6	3	5
5 731	3 676	1 600	368	98	66	32	13	6
1 816	1 218	750	198	52	23	8	3	7
2 956	2 264	1 240	232	40	12	10	4	8
4 527	3 550	2 249	603	85	49	19	3	9

単位：経営体

700～ 1,000	1,000～ 1,500	1,500～ 2,000	2,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000～ 1億円	1～3億円	3～5億円	5億円以上	区分
57 087	49 848	25 140	24 907	18 207	9 286	4 193	669	713	1
11 689	10 986	5 091	4 164	2 780	1 845	1 064	138	143	2
1 829	1 736	849	711	423	195	108	9	18	3
1 178	1 022	458	419	336	230	129	14	8	4
1 355	1 066	385	308	191	143	91	11	13	5
3 003	2 988	1 356	996	628	373	186	18	9	6
738	593	280	216	178	122	65	6	8	7
1 790	1 981	1 040	846	483	387	245	44	36	8
1 796	1 600	723	668	541	395	240	36	51	9

単位：経営体

80%以上の経営体)										区分
果樹類	花き・花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産	複合経営 (主位部門 が80%未満 の経営体)	区分
135 920	28 614	8 345	17 106	25 752	3 799	4 080	160	1 501	326 075	1
18 546	4 691	1 416	1 609	14 348	1 109	1 320	2	108	61 441	2
3 466	1 595	147	233	95	42	105	-	20	10 158	3
2 156	258	14	62	476	57	102	-	4	4 930	4
2 486	415	89	136	1 615	92	111	-	15	7 208	5
5 197	799	234	555	1 194	164	107	1	20	12 313	6
1 977	306	460	165	486	50	81	-	6	6 544	7
1 232	455	355	254	4 667	317	453	-	28	8 122	8
2 032	863	117	204	5 815	387	361	1	15	12 166	9

(5) 経営耕地の状況

区 分	経営耕地 のある 経営体数	借入耕地のある 経営体数	経営耕地 総 面 積	田		
				借入耕地 面 積	田のある 経営体数	経営耕地 面 積
全 国 1	1 661 447	577 429	3 633 245	1 063 201	1 432 511	2 047 500
九 州 2	241 853	103 508	404 047	154 501	209 139	246 202
福 岡 3	42 371	16 021	67 786	27 296	39 312	55 883
佐 賀 4	19 090	7 673	47 071	27 809	17 150	39 611
長 崎 5	25 259	10 720	33 748	10 199	21 490	16 653
熊 本 6	47 246	20 472	84 343	26 933	41 986	55 070
大 分 7	30 178	11 577	39 685	13 786	27 570	29 071
宮 崎 8	31 118	12 964	50 057	15 765	29 261	26 410
鹿 児 島 9	46 591	24 081	81 358	32 714	32 370	23 504

(6) 経営耕地面積規模別面積

区 分	計	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0
九 州 2	404 047	1 066	17 062	56 037	49 908	38 529	52 637
福 岡 3	67 786	156	3 071	10 769	9 062	6 582	7 984
佐 賀 4	47 071	201	1 314	4 262	3 889	3 035	3 620
長 崎 5	33 748	109	1 774	6 380	5 603	3 957	5 271
熊 本 6	84 343	134	2 689	10 051	10 229	9 138	13 637
大 分 7	39 685	141	2 664	7 966	5 904	3 565	4 313
宮 崎 8	50 057	105	2 246	6 766	6 373	5 149	7 043
鹿 児 島 9	81 358	220	3 305	9 843	8 848	7 103	10 768

(7) 農業労働力（雇用者）

単位 { 実経営体数：経営体
実人数：人

区 分	雇 用 者					
	雇い入れた 実経営体数	実人数	常 雇 い		臨 時 雇 い (手伝い等を含む)	
			雇い入れた 実経営体数	実人数	雇い入れた 実経営体数	実人数
全 国	442 925	2 329 765	40 890	153 519	426 683	2 176 246
九 州	76 642	423 456	8 172	31 714	73 251	391 742
福 岡	12 223	64 386	1 589	5 550	11 576	58 836
佐 賀	7 136	47 996	487	1 953	6 950	46 043
長 崎	8 328	51 415	687	3 108	8 033	48 307
熊 本	15 147	85 837	1 681	4 943	14 533	80 894
大 分	8 150	37 304	565	2 538	7 898	34 766
宮 崎	10 008	54 334	1 434	6 512	9 326	47 822
鹿 児 島	15 650	82 184	1 729	7 110	14 935	75 074

単位 { 経営体数：経営体
面積：ha

畑		樹園地		1経営体当 たり経営 耕地面積	区 分
畑のある 経営体数	経営耕地 面積	樹園地のある 経営体数	経営耕地 面積		
1 078 713	1 371 852	334 850	213 893	2.19	1
141 897	113 532	52 551	44 312	1.67	2
17 536	3 983	9 466	7 920	1.60	3
8 566	3 009	5 430	4 451	2.47	4
18 555	12 816	6 282	4 279	1.34	5
23 617	18 819	13 251	10 453	1.79	6
16 881	7 765	6 188	2 849	1.32	7
20 473	20 123	4 257	3 524	1.61	8
36 269	47 018	7 677	10 836	1.75	9

単位：ha

3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~30.0	30.0~50.0	50.0~100.0	100ha 以上	区 分
339 618	352 443	326 251	237 291	340 180	387 819	224 423	1
56 387	51 792	27 292	13 410	15 084	13 489	11 354	2
7 877	7 194	5 064	2 714	2 669	2 691	1 953	3
3 764	3 491	2 625	3 711	6 476	5 762	4 922	4
4 655	2 659	1 545	534	413	378	470	5
13 702	10 449	4 764	2 357	2 470	2 134	2 589	6
4 578	4 949	2 594	1 231	822	553	404	7
8 538	8 185	2 946	925	455	721	604	8
13 273	14 864	7 753	1 938	1 780	1 250	413	9

(8) 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数

単位：経営体

区 分	事業種類別					
	農産物の加工	貸農園・ 体験農園等	観光農園	農家民宿	農 家 レ ス ト ラ ン	海外への輸出
全 国	34 164	5 840	8 767	2 006	1 248	445
九 州	4 780	571	887	309	191	56
福 岡	929	140	288	11	36	13
佐 賀	428	55	65	14	19	10
長 崎	437	63	67	45	11	2
熊 本	908	112	115	36	51	18
大 分	516	74	100	117	24	4
宮 崎	753	58	81	42	22	5
鹿 児 島	809	69	171	44	28	4

(9) 農産物出荷先別経営体数

区 分	計	農産物の 販売なし	農産物の販売 のあった経営体	農産物出荷先別	
				農 協	農協以外の 集出荷団体
全 国 1	1 679 031	172 515	1 506 516	1 108 377	200 265
九 州 2	246 014	24 400	221 614	157 989	35 439
福 岡 3	43 083	4 339	38 744	28 902	3 949
佐 賀 4	19 789	1 242	18 547	16 092	1 871
長 崎 5	25 603	2 953	22 650	16 126	3 024
熊 本 6	47 854	4 670	43 184	29 552	8 117
大 分 7	30 620	3 156	27 464	18 152	4 723
宮 崎 8	31 683	3 289	28 394	21 729	5 127
鹿 児 島 9	47 382	4 751	42 631	27 436	8 628

(10) 農産物販売金額1位の出荷先別経営体数

区 分	農産物の販売 のあった経営体	農産物販売金額1位の			
		農 協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者
全 国 1	1 506 516	1 011 806	137 897	88 985	62 568
九 州 2	221 614	138 448	24 966	16 077	8 339
福 岡 3	38 744	26 156	2 481	2 743	1 826
佐 賀 4	18 547	15 129	1 042	751	376
長 崎 5	22 650	14 623	2 081	1 522	934
熊 本 6	43 184	25 765	6 085	4 526	1 965
大 分 7	27 464	16 232	3 330	1 196	1 160
宮 崎 8	28 394	18 653	3 885	2 606	735
鹿 児 島 9	42 631	21 890	6 062	2 733	1 343

3 保有山林面積規模別林業経営体数及び素材生産量

区 分	計	保有山林 なし	保有山林面積規模別			
			3ha未満	3～5	5～10	10～20
全 国 1	139 997	1 302	1 340	40 973	41 211	27 959
九 州 2	19 998	191	387	6 500	5 421	3 518
福 岡 3	2 832	23	30	920	906	492
佐 賀 4	2 291	13	12	1 009	775	322
長 崎 5	675	8	17	209	175	109
熊 本 6	3 687	37	68	1 162	994	721
大 分 7	4 511	25	124	1 476	1 187	796
宮 崎 8	4 341	55	65	927	946	899
鹿 児 島 9	1 661	30	71	797	438	179

単位：経営体

農産物の出荷先別（複数回答）						区分
卸売市場	小売業者	食品製造業・ 外食産業	消費者に 直接販売	インターネット による販売	その他	
155 971	106 728	24 086	328 948	4 665	74 543	1
28 261	14 764	5 704	43 210	561	15 030	2
4 906	3 091	460	9 786	92	1 500	3
1 574	921	172	2 510	37	814	4
3 017	1 634	220	5 057	41	1 180	5
7 874	3 259	448	7 543	126	1 600	6
2 042	1 915	512	8 286	93	968	7
4 586	1 498	544	3 301	69	942	8
4 262	2 446	3 348	6 727	103	8 026	9

単位：経営体

出荷先別			区分
食品製造業・ 外食産業	消費者に 直接販売	その他	
12 104	152 469	40 687	1
3 405	21 199	9 180	2
155	4 640	743	3
71	1 010	168	4
89	2 645	756	5
211	3 848	784	6
315	4 702	529	7
305	1 654	556	8
2 259	2 700	5 644	9

単位 { 経営体数：経営体
生産量：m³

20~30	30~50	50~100	100~500	500~1,000	1,000ha 以上	素材生産量	区分
10 134	7 720	4 883	3 492	487	496	15 596 503	1
1 479	1 218	735	439	60	50	3 500 076	2
181	116	77	76	9	2	195 976	3
60	37	37	17	6	3	66 668	4
49	37	30	31	2	8	95 063	5
261	217	124	79	11	13	716 125	6
340	286	164	99	8	6	754 209	7
534	496	277	119	13	10	1 365 343	8
54	29	26	18	11	8	306 692	9

4 総農家数等

単位：戸

区 分	総農家数			土地持ち 非農家数
	計	販売農家数	自給的農家数	
全 国	2 528 622	1 631 778	896 844	1 374 265
九 州	363 357	238 008	125 349	241 262
福 岡	62 013	41 755	20 258	44 114
佐 賀	25 111	18 482	6 629	29 635
長 崎	38 759	24 899	13 860	26 527
熊 本	66 878	46 487	20 391	40 527
大 分	46 646	29 529	17 117	28 479
宮 崎	45 823	30 977	14 846	20 391
鹿 児 島	78 127	45 879	32 248	51 589

5 販売農家

(1) 主副業別農家数

単位：戸

区 分	計	主業農家	65歳未満の 農業専従者 が いる		準主業農家	65歳未満の 農業専従者 が いる		副業的農家
全 国	1 631 778	359 896	308 820		388 909	137 382		882 973
九 州	238 008	69 660	62 612		47 226	18 411		121 122
福 岡	41 755	10 431	9 132		9 004	3 263		22 320
佐 賀	18 482	6 077	5 308		4 441	1 661		7 964
長 崎	24 899	7 901	7 232		6 041	2 519		10 957
熊 本	46 487	16 294	15 099		9 281	3 760		20 912
大 分	29 529	5 145	4 265		5 837	1 940		18 547
宮 崎	30 977	10 622	9 911		5 084	2 273		15 271
鹿 児 島	45 879	13 190	11 665		7 538	2 995		25 151

(2) 専兼業別農家数

単位：戸

区 分	計	専業農家	男子生産 年齢人口 が いる		女子生産 年齢人口 が いる		兼業農家	
							計	第 1 種 兼業農家
全 国	1 631 778	451 888	183 971	169 461	1 179 890	224 663		955 227
九 州	238 008	95 233	39 670	36 555	142 775	34 859		107 916
福 岡	41 755	13 110	5 619	5 475	28 645	6 094		22 551
佐 賀	18 482	4 727	2 512	2 267	13 755	4 263		9 492
長 崎	24 899	8 829	4 595	4 180	16 070	3 860		12 210
熊 本	46 487	17 626	9 277	8 602	28 861	7 780		21 081
大 分	29 529	10 856	2 884	2 955	18 673	3 029		15 644
宮 崎	30 977	14 774	6 318	5 795	16 203	4 571		11 632
鹿 児 島	45 879	25 311	8 465	7 281	20 568	5 262		15 306

(3) 農業就業人口

単位：人

区 分	計	男女別		年齢階層別					
		男	女	15～29歳	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54
全 国	2 606 476	1 306 639	1 299 837	90 126	38 621	48 546	59 569	87 147	135 170
九 州	405 546	209 091	196 455	15 318	6 949	8 530	11 681	17 411	25 237
福 岡	68 151	34 177	33 974	2 688	1 188	1 446	1 948	2 727	3 826
佐 賀	33 830	16 933	16 897	1 724	652	723	1 000	1 541	2 248
長 崎	40 944	21 673	19 271	1 417	710	937	1 325	2 061	2 925
熊 本	87 141	45 324	41 817	3 412	1 802	2 233	3 151	4 380	5 978
大 分	43 996	22 137	21 859	1 111	442	528	635	955	1 799
宮 崎	57 086	29 298	27 788	2 336	1 146	1 271	1 655	2 719	3 936
鹿 児 島	74 398	39 549	34 849	2 630	1 009	1 392	1 967	3 028	4 525

区 分	年齢階層別（つづき）							平均年齢 （歳）
	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	
全 国	222 858	319 135	360 141	436 247	422 665	273 793	112 458	65.8
九 州	36 922	47 414	54 079	69 580	63 749	35 862	12 814	64.4
福 岡	6 109	8 593	9 583	10 915	10 199	6 281	2 648	64.5
佐 賀	3 406	4 032	4 228	5 436	4 844	2 906	1 090	63.2
長 崎	3 963	4 780	5 406	6 865	6 128	3 359	1 068	63.8
熊 本	8 447	10 691	11 296	13 998	12 390	6 939	2 424	63.2
大 分	3 234	5 328	6 555	8 480	8 242	4 925	1 762	67.7
宮 崎	5 363	6 421	7 233	9 561	8 829	5 024	1 592	63.8
鹿 児 島	6 400	7 569	9 778	14 325	13 117	6 428	2 230	65.2

6 耕作放棄地面積

単位：ha

区 分	計	販売農家	自給的農家	土地持ち 非農家
全 国	396 088	124 200	90 029	181 859
九 州	60 578	18 883	12 885	28 809
福 岡	7 192	2 521	1 320	3 351
佐 賀	4 777	2 032	713	2 032
長 崎	11 742	3 264	2 641	5 838
熊 本	12 032	3 748	2 439	5 845
大 分	8 377	2 698	1 762	3 917
宮 崎	4 679	1 775	1 043	1 860
鹿 児 島	11 779	2 846	2 967	5 966

Ⅱ 農山村地域調査

1 総土地面積及び林野面積

区 分	総土地面積	林野面積		
		計	国有	民有
全 国 1	37 794 653 ^{ha}	24 845 302 ^{ha}	7 217 967 ^{ha}	17 627 335 ^{ha}
九 州 2	4 219 090	2 684 491	512 914	2 171 577
福 岡 3	497 720	220 354	25 527	194 827
佐 賀 4	243 965	110 668	15 590	95 078
長 崎 5	410 505	247 144	25 113	222 031
熊 本 6	740 584	467 277	65 334	401 943
大 分 7	633 958	459 392	53 462	405 930
宮 崎 8	773 483	589 028	176 638	412 390
鹿 児 島 9	918 875	590 628	151 250	439 378

2 所有形態別林野面積

(1) 林野面積

区 分	合計	国有	林野面積	
			計	独立行政法人等
全 国 1	24 845 302	7 217 967	17 627 335	647 531
九 州 2	2 684 491	512 914	2 171 577	82 922
福 岡 3	220 354	25 527	194 827	3 635
佐 賀 4	110 668	15 590	95 078	3 649
長 崎 5	247 144	25 113	222 031	2 635
熊 本 6	467 277	65 334	401 943	15 696
大 分 7	459 392	53 462	405 930	15 811
宮 崎 8	589 028	176 638	412 390	31 240
鹿 児 島 9	590 628	151 250	439 378	10 256

(2) 現況森林面積

区 分	合計	国有	森林面積	
			計	独立行政法人等
全 国 1	24 461 631	7 081 493	17 380 138	646 835
九 州 2	2 654 352	504 017	2 150 335	82 871
福 岡 3	219 809	25 338	194 471	3 629
佐 賀 4	110 554	15 524	95 030	3 649
長 崎 5	242 791	24 542	218 249	2 635
熊 本 6	453 565	63 769	389 796	15 696
大 分 7	453 179	48 325	404 854	15 811
宮 崎 8	587 343	176 075	411 268	31 240
鹿 児 島 9	587 111	150 444	436 667	10 211

現況森林面積					森林以外 の草生地	林野率	区 分
計	国有	民有					
24 461 631	7 081 493	17 380 138	383 671	66.6	1		
2 654 352	504 017	2 150 335	30 139	63.6	2		
219 809	25 338	194 471	545	44.3	3		
110 554	15 524	95 030	114	45.4	4		
242 791	24 542	218 249	4 353	60.2	5		
453 565	63 769	389 796	13 712	63.1	6		
453 179	48 325	404 854	6 213	72.5	7		
587 343	176 075	411 268	1 685	76.2	8		
587 111	150 444	436 667	3 517	64.3	9		

単位：ha

民有						区 分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 389 618	1 242 080	436 296	1 404 452	306 790	13 590 186	1
304 861	69 944	44 153	176 489	14 275	1 783 794	2
24 659	8 289	-	12 617	3 753	166 533	3
12 589	3 075	-	9 514	-	78 840	4
42 312	6 466	14 182	20 711	953	177 084	5
58 183	11 335	9 031	29 737	8 080	328 064	6
38 193	16 851	-	19 933	1 409	351 926	7
56 631	17 162	11 288	28 101	80	324 519	8
72 294	6 766	9 652	55 876	-	356 828	9

単位：ha

民有						区 分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 341 759	1 237 959	436 212	1 367 851	299 737	13 391 544	1
298 804	69 903	44 151	172 118	12 632	1 768 660	2
24 480	8 288	-	12 439	3 753	166 362	3
12 570	3 075	-	9 495	-	78 811	4
41 855	6 465	14 182	20 255	953	173 759	5
53 755	11 334	9 031	26 953	6 437	320 345	6
38 020	16 851	-	19 760	1 409	351 023	7
56 531	17 162	11 288	28 001	80	323 497	8
71 593	6 728	9 650	55 215	-	354 863	9

3 地域資源を活用した施設

単位：施設

区 分	産地直売所				
	計	運営主体			
		地方公共団体	第3セクター	農業協同組合	その他
全 国	16 829	210	462	2 315	13 842
九 州	1 870	33	103	252	1 482
福 岡	496	4	14	55	423
佐 賀	160	2	5	29	124
長 崎	170	3	2	26	139
熊 本	278	2	30	55	191
大 分	220	-	9	31	180
宮 崎	249	9	19	25	196
鹿 児 島	297	13	24	31	229

4 D I Dまでの所要時間別農業集落数

単位：集落

区 分	計	15分未満	15分～30分	30分～1時間	1時間～1時間半	1時間半以上
全 国	139 176	38 353	55 594	35 249	7 360	2 620
九 州	24 586	5 466	9 157	7 362	1 567	1 034
福 岡	3 461	1 662	1 478	252	65	4
佐 賀	1 935	519	1 113	287	16	-
長 崎	2 947	543	821	791	246	546
熊 本	4 208	1 046	1 806	1 122	202	32
大 分	3 313	271	887	1 524	571	60
宮 崎	2 663	597	1 046	735	143	142
鹿 児 島	6 059	828	2 006	2 651	324	250

5 実行組合のある農業集落数

単位：集落

区 分	計	実行組合 がある	実行組合 がない
全 国	139 176	101 389	37 787
九 州	24 586	15 148	9 438
福 岡	3 461	3 242	219
佐 賀	1 935	1 839	96
長 崎	2 947	2 348	599
熊 本	4 208	3 536	672
大 分	3 313	1 788	1 525
宮 崎	2 663	2 096	567
鹿 児 島	6 059	299	5 760

6 過去1年間に開催された寄り合いの回数別農業集落数

区分	計	寄り合いを開催した農業集落数					
		小計	1～2回	3～4	5～6	7～8	9～10
全 国	139 176	128 754	13 924	17 378	19 592	10 710	13 227
九 州	24 586	23 107	2 567	3 400	3 794	2 029	2 343
福 岡	3 461	3 372	330	386	497	289	354
佐 賀	1 935	1 871	53	118	183	110	241
長 崎	2 947	2 671	499	456	466	188	240
熊 本	4 208	4 110	313	473	719	357	449
大 分	3 313	3 119	319	522	532	295	301
宮 崎	2 663	2 478	217	290	352	199	253
鹿 児 島	6 059	5 486	836	1 155	1 045	591	505

単位：集落

区分	寄り合いを開催した農業集落数（つづき）						開催なし
	11～12	13～14	15～16	17～18	19～20	21回以上	
全 国	12 718	5 969	9 878	4 073	6 280	15 005	10 422
九 州	2 205	988	1 602	716	1 098	2 365	1 479
福 岡	326	173	266	150	187	414	89
佐 賀	349	77	149	114	189	288	64
長 崎	263	107	170	55	96	131	276
熊 本	368	197	300	126	233	575	98
大 分	234	149	230	92	139	306	194
宮 崎	267	120	229	77	146	328	185
鹿 児 島	398	165	258	102	108	323	573

7 寄り合いの議題別農業集落数

	寄り合いを開催した農業集落数	寄り合いの議題（複数回答）					
		農業生産にかか る事項	農道・農業用 排水路・た め池の管理	集落共有財 産・共用施 設の管理	環境美化・自 然環境の保全	農業集落行事 (祭り・イベント等) の計画・推進	農業集落内の 福祉・厚生
全 国	128 754	82 062	91 903	81 066	99 499	106 715	63 881
九 州	23 107	13 498	16 132	13 842	18 408	18 679	11 734
福 岡	3 372	2 912	2 639	2 101	2 518	2 541	1 499
佐 賀	1 871	1 766	1 612	1 410	1 532	1 472	931
長 崎	2 671	1 370	1 311	1 337	1 790	1 899	1 052
熊 本	4 110	2 607	2 934	2 853	3 518	3 600	2 449
大 分	3 119	1 801	2 357	2 071	2 691	2 701	1 647
宮 崎	2 478	1 758	1 945	1 604	2 029	2 072	1 502
鹿 児 島	5 486	1 284	3 334	2 466	4 330	4 394	2 654

8 地域資源の保全

(1) 農地

単位：集落

区 分	計	農地のある農業集落			農地のない 農業集落
		小計	保全している	保全していない	
全 国	139 176	134 444	46 563	87 881	4 732
九 州	24 586	23 448	8 591	14 857	1 138
福 岡	3 461	3 419	1 106	2 313	42
佐 賀	1 935	1 886	1 401	485	49
長 崎	2 947	2 720	1 018	1 702	227
熊 本	4 208	4 032	1 474	2 558	176
大 分	3 313	3 188	972	2 216	125
宮 崎	2 663	2 552	1 556	996	111
鹿 児 島	6 059	5 651	1 064	4 587	408

(2) 森林

単位：集落

区 分	計	森林のある農業集落			森林のない 農業集落
		小計	保全している	保全していない	
全 国	139 176	106 467	20 260	86 207	32 709
九 州	24 586	19 617	3 825	15 792	4 969
福 岡	3 461	2 043	476	1 567	1 418
佐 賀	1 935	1 114	471	643	821
長 崎	2 947	2 529	318	2 211	418
熊 本	4 208	3 310	696	2 614	898
大 分	3 313	3 060	891	2 169	253
宮 崎	2 663	2 260	560	1 700	403
鹿 児 島	6 059	5 301	413	4 888	758

(3) ため池・湖沼

単位：集落

区 分	計	ため池・湖沼のある農業集落			ため池・湖沼の ない 農業集落
		小計	保全している	保全していない	
全 国	139 176	42 549	24 065	18 484	96 627
九 州	24 586	7 055	4 077	2 978	17 531
福 岡	3 461	1 459	997	462	2 002
佐 賀	1 935	685	557	128	1 250
長 崎	2 947	1 162	676	486	1 785
熊 本	4 208	937	488	449	3 271
大 分	3 313	1 720	759	961	1 593
宮 崎	2 663	491	302	189	2 172
鹿 児 島	6 059	601	298	303	5 458

(4) 河川・水路

単位：集落

区 分	計	河川・水路のある農業集落			河川・水路 のない 農業集落
		小計	保全している	保全していない	
全 国	139 176	120 410	52 527	67 883	18 766
九 州	24 586	20 951	8 777	12 174	3 635
福 岡	3 461	3 325	1 906	1 419	136
佐 賀	1 935	1 664	881	783	271
長 崎	2 947	2 402	597	1 805	545
熊 本	4 208	3 625	1 674	1 951	583
大 分	3 313	3 121	1 529	1 592	192
宮 崎	2 663	2 184	640	1 544	479
鹿 児 島	6 059	4 630	1 550	3 080	1 429

(5) 農業用排水路

単位：集落

区 分	計	農業用排水路のある農業集落			農業用排水路 のない 農業集落
		小計	保全している	保全していない	
全 国	139 176	126 132	92 162	33 970	13 044
九 州	24 586	22 123	15 811	6 312	2 463
福 岡	3 461	3 397	2 768	629	64
佐 賀	1 935	1 836	1 716	120	99
長 崎	2 947	2 239	1 254	985	708
熊 本	4 208	3 849	2 886	963	359
大 分	3 313	3 170	1 925	1 245	143
宮 崎	2 663	2 462	2 057	405	201
鹿 児 島	6 059	5 170	3 205	1 965	889

【調査の概要】

1 調査の目的

2010年世界農林業センサス（以下「調査」といいます。）は、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

- (1) 農林業経営体調査においては、規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除きます）を対象としました。
- (2) 農山村地域調査においては、すべての市区町村（1,927市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落（139,176集落）を対象としました。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施しました。

4 調査方法

- (1) 農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施しました。
- (2) 農山村地域調査については、農林水産省－地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する往復郵送調査（なお、市区町村の申出によりオンライン報告も可能としました。）とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査（なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能としました。）としました。

5 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりです。

(1) 全国農業地域区分

表章区分	所属都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

6 用語の解説

〔農林業経営体調査〕

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除きます。）を行うことができる山林（以下「保有山林」といいます。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限ります。）

- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限ります。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となります。

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。
(2) 組織形態別	
法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいいます（一戸一法人は含まれます。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。
会社	以下に該当するものをいいます。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいいます。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含みます。
合名・合資会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいいます。
合同会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいいます。
各種団体	以下に該当するものをいいます。
農協	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当します。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当します。
その他の各種 団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当します。林業公社（第3セクター）もここに含めます。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当します。

地方公共団
体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当します。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいいます。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいいます。
（一戸一法人は含みません。）。

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

（3）土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としました。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）としました。なお、「また小作」

している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）としました。

(6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）としました。

(7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地としました。

(8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地としました。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要があります。

耕地の取り扱い方

(1) 耕地面積には、けい畔を含めました。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れます。）、残りの部分については耕地以外の土地としました。

(2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地としました。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地としました。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしていません。

(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地としました。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地としました。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしていません。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地としました。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地としました。

なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地としました。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地としました。

	<p>(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地としました。</p> <p>(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地としました（刈敷程度は肥培管理とみなしません。）。</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいいます。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めました。したがって、天水田、湧水田なども田としました。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田としました。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地としました。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑としました。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っている畑としました。</p>
畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいいます。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいいます。）で肥培管理している土地をいいます。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めました。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上しました。</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいいます。</p>
保有山林	<p>世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいいます。</p>
(4) 農業経営組織別	
単一経営	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいいます。</p>

複合経営 | 準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいいます。）及び複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいいます。）を合わせた経営体としました。

(5) 農業労働力

雇用者 | 雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含みます。）の合計をいいます。

常雇い | 主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構いません）に際し、あらかじめ年間7か月以上の期間を定めて雇った人をいいます。

臨時雇い | 日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含みます。（農業研修生や世帯から離れて住んでいる子供等の手伝いもここに含みます。）

(6) 農業生産関連事業

農産物の加工 | 販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいいます。

貸農園・体験農園等 | 所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいいます。

なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含みません。

観光農園 | 農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観光させて代金を得ている事業をいいます。

農家民宿 | 農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

農家レストラン | 農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその

	使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいいます。
(7) 農家等	
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいいます。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいいます。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯をいいます。
(8) 主副業別	
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。
副業的農家	
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいいます。 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいいます。
(9) 専兼業別	
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいいます。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいいます。

兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいいます。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいいます。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいいます。
生産年齢人口	15～64歳の者をいいます。
(10) 農業就業人口	
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。
(11) 素材生産量	
素材生産量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいいます。 一般的には立方メートル（m ³ ）の単位で表示されます。 なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいいます。）量を含みます。
(12) 耕作放棄地	
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいいます。

〔農山村地域調査〕

(1) 総土地面積及び林野面積

総土地面積	原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によります。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当します。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積をいいます。
森林面積	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当します。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目類のひとつです。 立木地のほか、伐採跡地も含めます。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいいます。 なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めません。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいいます。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ha）及び竹島（21ha）を除いて計算しました。

(2) 所有形態別林野面積

国有（林）	「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいいます。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいいます。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいいます。
民有（林）	国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類されます。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいいます。

公有（林）	「都道府県」、「森林整備法人(林業・造成公社)」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいいます。
都道府県	都道府県が所管している林野をいいます。林務主幹課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めます。
森林整備法人 (林業・造林公社)	分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の規定により設立された法人等(林業(造林)公社も含みます。)が所管している林野をいいます。
市区町村	市区町村が所管している林野をいいます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する林野を含めます。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含めます。
財産区	地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元住民が使用収益している林野をいいます。
私有（林）	個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいいます。

(3) 地域資源を活用した施設

産地直売所	生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含みます。)を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいいます。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含みますが、無人施設や自動車等による移動販売は除きます。
運営主体	産地直売所を運営する主たる組織をいいます。
地方公共団体	都道府県又は市区町村が運営するものをいいます。
第3セクター	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいいます。

農業協同組合	<p>農業協同組合が運営するものをいいます。</p> <p>(農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法(農協法)に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいいます。)</p>
その他	<p>生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいいます。</p>

(4) D I Dまでの所要時間

農業集落	<p>市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことです。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位です。</p>
D I D (人口集中地区)	<p>平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいいます。</p> <p>(D I D : Densely Inhabited District)</p>

(5) 実行組合の状況

実行組合	<p>農業生産活動における最も基礎的な農家集団です。</p> <p>具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれていますが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいいます。</p> <p>ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めません。</p>
------	--

(6) 寄り合いの開催状況

寄り合い	<p>原則として地域社会または地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいいます。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなします。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除きます。</p>
------	---

(7) 寄り合いの議題

農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいいます。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいいます。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいいます。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいいます。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいいます。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいいます。

(8) 地域資源の保全状況

地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいいます。
地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいいます。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいいます。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいいます。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工または天然の池をいいます。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいいます。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除きます。
農業用排水路	農業用の用水または排水のための施設をいいます。

7 数値の表示

- (1) この結果の概要の数値は概数値であり、確定値は平成23年3月までに公表します。
- (2) 要旨中の統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合があります。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりです。
 - 「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
 - 「－」：事実のないもの
 - 「△」：負数又は減少したもの

8 数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため比較する際には、留意する必要があります。

[農林業経営体調査]

臨時雇い数 雇用者数	2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握していますが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握しています。 <p>このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性があります。</p>
---------------	--

[農山村地域調査]

産地直売所数	2010年世界農林業センサスは、市区町村を調査対象としており、2005年農林業センサスでは農業集落を調査対象とし、かつ、全域が市街化区域に含まれる農業集落は調査対象から除いています。
実行組合のある農業集落数及び寄り合いの回数別農業集落数	2010年世界農林業センサスは、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いた農業集落を対象とした全数調査ですが、2005年農林業センサスでは、標本調査（標本数：23,194集落）により推計した数値です。 <p>また、2000年世界農林業センサスでは、農家が点在しているなどで農業集落内に農家が4戸以下の農業集落を調査対象から除いています。</p>

【ホームページ掲載案内】

この統計調査結果は、以下のアドレスからもご覧になれます。

農林水産省ホームページ 【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

九州農政局ホームページ 【 <http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/> 】

【掲載内容に関する問い合わせ先】

電 話：(代) 096-353-3561 内線 4733

直通電話：096-353-7564

担 当：九州農政局 統計部 経営・構造統計課
構造統計係長 棧敷野